



高崎市



第4次男女共同参画計画

2018年度～2022年度



概要版



高崎市

計画策定の趣旨

高崎市では、平成13(2001)年に「高崎市男女共同参画計画(第1次計画)」、平成20(2008)年に「高崎市第2次男女共同参画計画」を策定し、平成21(2009)年4月には「高崎市男女共同参画推進条例」を施行、さらに、平成25(2013)年には「高崎市第3次男女共同参画計画(第3次計画)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んできました。

最近の男女共同参画をめぐっては、女性の活躍推進、男女の働き方・暮らし方改革の実現(ワーク・ライフ・バランスの実現)、配偶者等からの暴力の根絶、防災分野における女性の参画推進など、多くの課題があります。

このようななか、第3次計画の計画期間が平成29(2017)年度で終了することから、高崎市男女共同参画審議会の答申、また、平成28(2016)年度に実施した男女共同参画に関する「市民アンケート」・「事業所意識調査」の結果や第3次計画の評価を踏まえ、「高崎市第4次男女共同参画計画(第4次計画)」を策定しました。

計画の位置づけ

「高崎市男女共同参画推進条例」第9条に基づき、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に規定する計画にあたります。

計画の期間

本計画の期間は、2018年度～2022年度までの5年間とします。

本計画で強調した視点

- 男性にとっての男女共同参画と「働き方改革」の推進
- 職業生活における女性の活躍推進
- 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進
- 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の強化
- 性の多様性に配慮した人権の尊重

計画の基本目標

第3次計画の基本的な考え方を引き継ぎ、さらに男女共同参画施策を推進するため、次の4つの基本目標において施策を展開します。

- 基本目標Ⅰ** 男女平等の意識づくり
- 基本目標Ⅱ** 男女共同参画による社会づくり
- 基本目標Ⅲ** 男女が安心して暮らせる環境づくり
- 基本目標Ⅳ** 推進体制の整備・強化

計画の体系

基本目標	基本方針	基本課題（実施施策）
I 男女平等の意識づくり	1 男女平等・男女共同参画の意識づくり  2 男女平等教育の推進	(1)男女平等・男女共同参画の意識づくりのための啓発の展開 (2)事業所における男女平等・男女共同参画の取組の促進 (3)性の多様性に関する理解の促進 (4)学校教育等における男女平等教育の推進
II 男女共同参画による社会づくり	3 仕事と家庭生活の両立支援  4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大  5 「働き方改革」・「柔軟な働き方」の推進  6 地域活動等における男女共同参画と支援	(5)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (6)事業所における仕事と生活の調和の取組の促進 (7)附属機関等への女性の参画の推進 (8)事業所における女性の人材育成と登用の促進 (9)自営や起業における女性の活躍の促進 (10)多様な働き方の促進と就労支援 (11)子育て支援・介護サービスの充実 (12)地域活動・市民活動の運営等における男女共同参画の推進 (13)市民活動への支援とネットワークの促進
III 男女が安心して暮らせる環境づくり	7 あらゆる暴力の根絶  8 自立支援の取組 9 防災分野における取組の推進	(14)女性に対する暴力の根絶のための啓発 (15)配偶者等からの暴力被害者支援の充実 (16)困難を抱えた男女が自立するための相談・支援体制の充実 (17)防災における男女共同参画の推進
IV 推進体制の整備・強化	10 計画の推進・管理 11 男女共同参画センターの運営	(18)第4次計画の推進と進行の管理 (19)啓発活動等の展開及び市民団体等との連携・協働によるセンター機能の充実

★印：女性活躍推進法に基づく推進計画 ●印：DV防止法に基づく基本計画

基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり

家庭や職場、学校などあらゆる場面で、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが個性や能力を生かすことができるよう、男女平等や男女共同参画について、様々な機会を通してわかりやすく広報や啓発活動を行います。

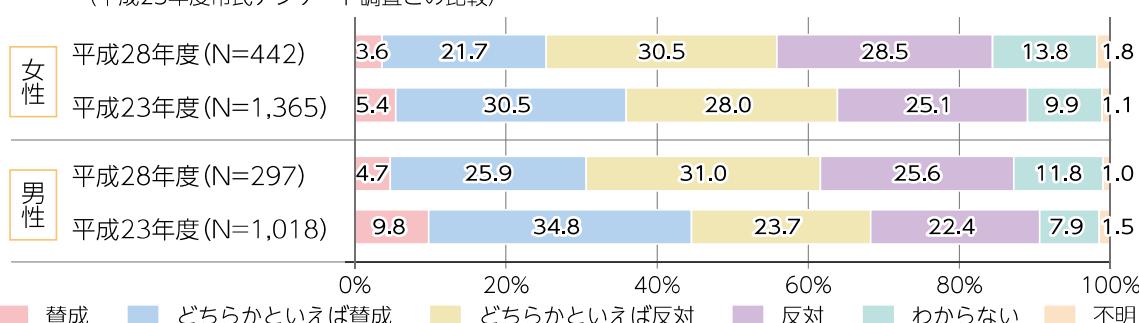
また、すべての人が性別にとらわれず個人として尊重される社会を実現するため、性の多様性を認識し理解を深めるための啓発を行います。

アンケート調査結果

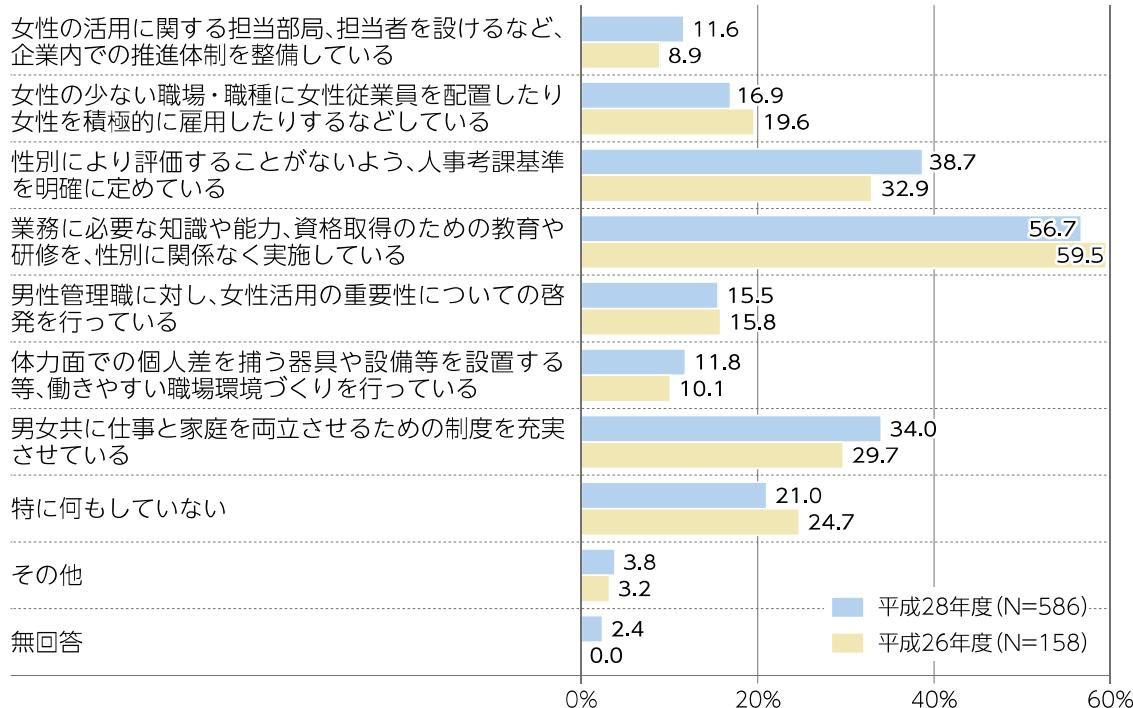
(注) グラフ内の「N」の表記は、回答者数を表します。

市民 『夫は仕事をし、妻は家庭を守るべきであるという考え方についてどう思いますか』

(平成23年度市民アンケート調査との比較)



事業所 『あなたの事業所では、職場において、女性も男性も平等に働く環境づくりに向けてどのようなことに取り組んでいますか』 (複数回答可) (平成26年度事業所意識調査との比較)



主な施策

- 意識啓発のためのセミナーなどの展開
- 広報紙などによる情報の提供
- 市の刊行物における表現の配慮
- 事業所に対する雇用の均等やハラスメント防止等の働きかけ
- 性の多様性に関する理解の促進
- 幼稚園・小学校・中学校の教職員への意識啓発
- 保育関係者への意識啓発

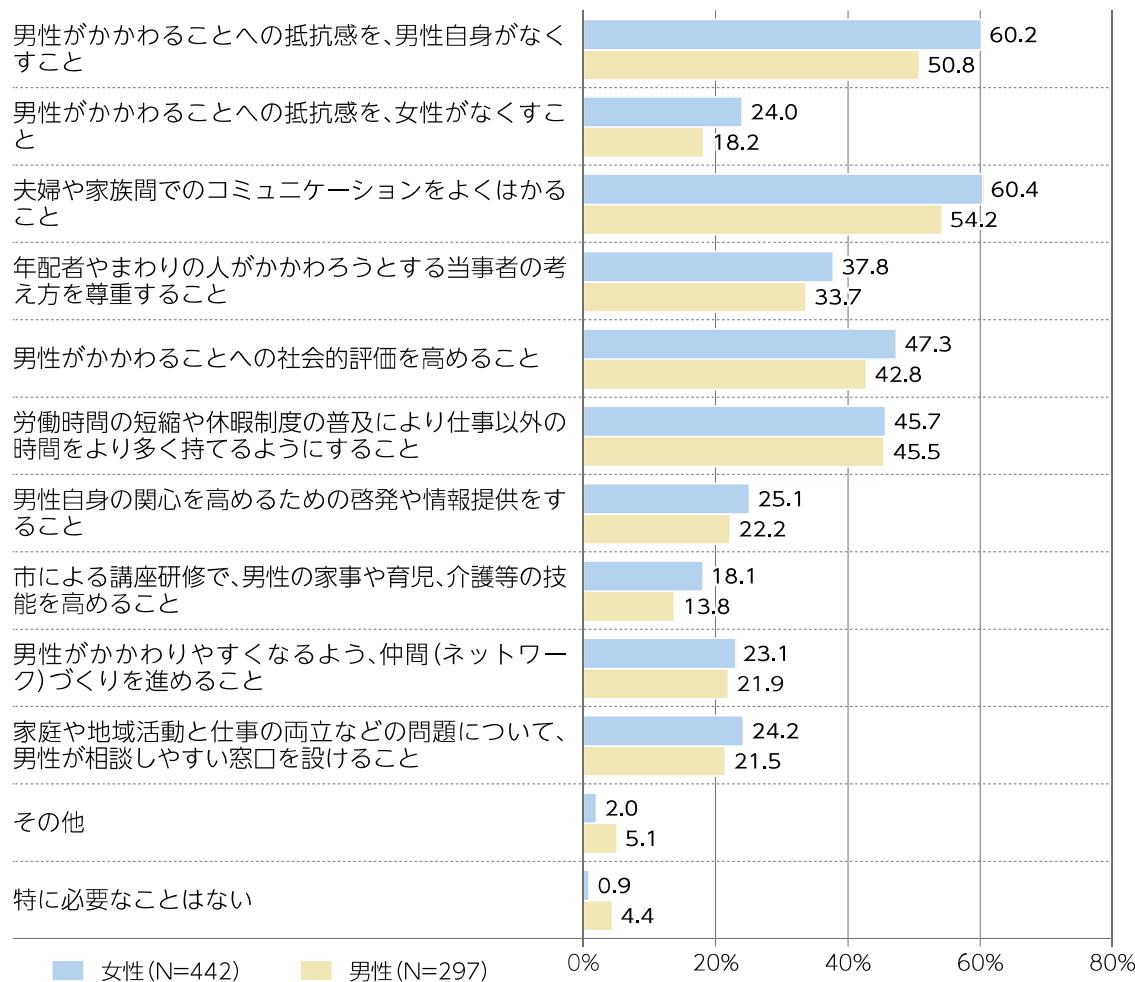
基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり

長時間労働など男性中心型の働き方の見直しのための取組や、育児、介護などを担いながら就業を継続しやすい仕事と家庭の両立支援を行い、男女がいきいきと活躍する社会づくりに取り組みます。

また、社会における多様な問題に対処するためには、男女双方の意見が反映されることが重要なことから、政策・方針決定の場への女性の積極的な参画を推進します。

アンケート調査結果

市 民 『今後、男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか』(複数回答可)



主 な 施 策

- 男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成
- 男性の生活力・自活力を高めるための講座の開催
- 育児・介護休業制度の周知と情報の提供
- 審議会等附属機関への女性委員の登用の推進
- 事業所における女性の人材育成と登用の促進
- 創業支援セミナーの実施及び起業に関する情報の提供
- 多様な働き方に関する啓発
- 多様な保育サービスの提供
- 子育てに関する情報提供や相談・支援体制の充実
- 介護サービスの充実
- 高齢者サービスに関する情報提供や相談体制の充実
- 地域活動等における男女共同参画の促進

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり

いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、暴力の根絶を目指した啓発を行います。ドメスティック・バイオレンス（DV）被害に関しては、配偶者暴力相談支援センターが関係機関・団体と連携し、相談から保護、自立まで切れ目のない支援を行います。

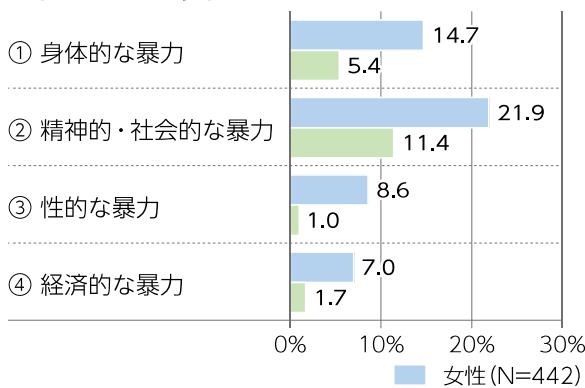
また、災害時には女性や子育て家庭のニーズが避難所運営等に反映されにくいなどの指摘があるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進を図ります。

アンケート調査結果

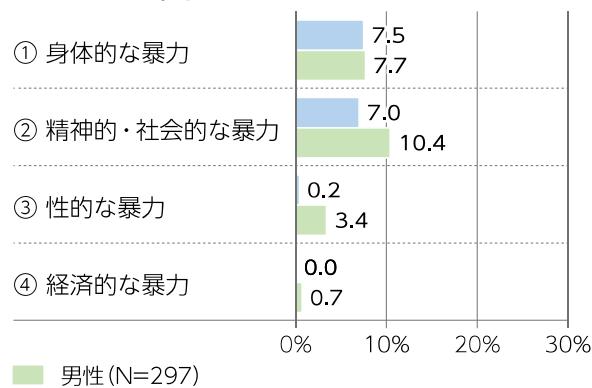
市民 『あなたはこれまでに恋人やパートナーから、次のようなことを「されたこと」や、「したこと」がありますか』

- ①身体的な暴力——なぐる、ける、物を投げつける、つきとばす、刃物でおどす等
- ②精神的な暴力・——人格を否定するような暴言、長時間の無視、どなる、「誰のおかげで生活できるんだ」
社会的な暴力 や「かいじょうなし」等の見下した発言、身の危険を感じるような脅迫、交友関係の監視や制限等
- ③性的な暴力——相手がいやがっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない、中絶の強要等
- ④経済的な暴力——生活費を入れない、外で働くことを妨害する、仕事を辞めさせる、家計の管理に関与させない、借金をさせてお金を取り上げる等

されたことがある

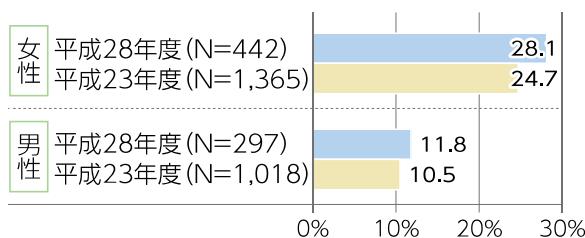


したことがある

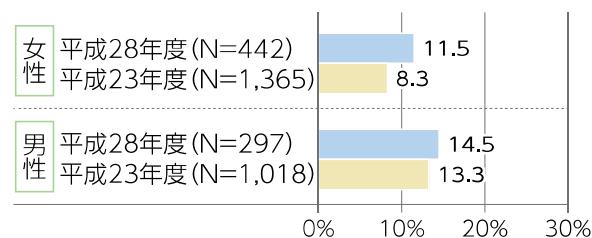


◆ 4種類の暴力のうち、ひとつでも経験のある人 (平成23年度市民アンケート調査との比較)

被害体験



加害体験



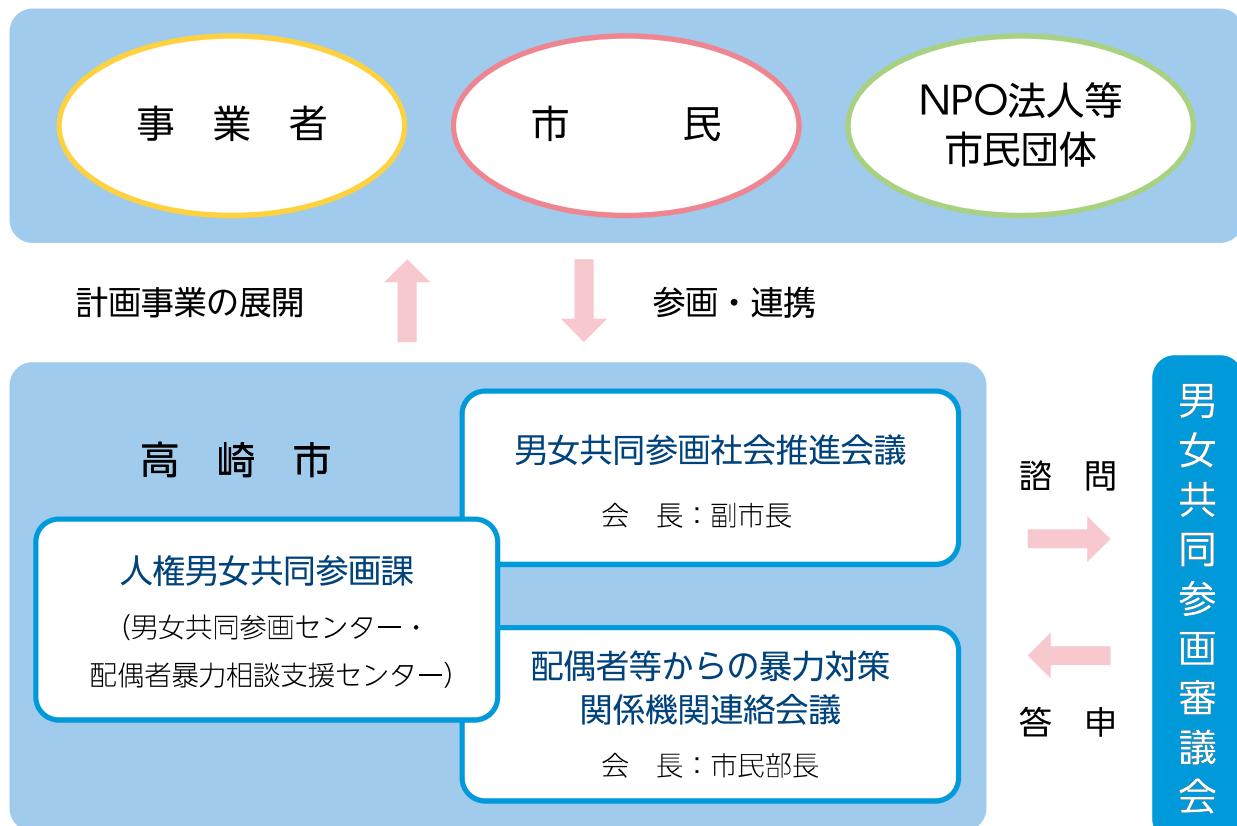
主な施策

- 女性に対する暴力の防止のための啓発活動の推進
- 若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発
- セクシュアル・ハラスメント防止対策の実施
- DV相談窓口の周知と被害者の早期発見
- 被害者の安全確保と自立のための支援の実施
- 男女共同参画相談の実施
- ひとり親家庭への支援の実施
- 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進
- 地域防災活動における女性の参画の促進

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

第4次計画を推進し着実に効果を上げていくために、定期的な計画事業の進捗状況の把握や評価を行い、必要な見直しを含め進行管理を行います。

また、男女共同参画センターは、男女共同参画の拠点施設として積極的な啓発活動と情報発信に努めるとともに、市民団体等と連携・協働しながら男女共同参画社会の形成を目指します。



男女共同参画センターは、足門町（群馬支所南）の市民活動センターソシアス内にあります。

「女性と男性が互いに尊重し合い、いきいきと暮らしていく男女共同参画社会」の実現に向けて、講座の企画、情報提供、相談事業などを行っています。

主な実施施策

- 第4次計画の推進と進行管理
- 市民団体等との連携・協働による啓発活動
- 男女共同参画センター事業改善への取り組み

男女共同参画社会の実現のために

男女の性別に関わりなく、誰もが個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現のためには、市の取組だけでなく、市民の皆さん・事業所・地域社会のご理解と行動が大切になります。皆さんも身近なことから始めてみませんか。

家庭では

- 家族一人ひとりの個性や考え方、生き方を尊重しましょう。
- 家族全員で、家事や育児、介護等を行い、支え合いましょう。
- 自分や家族の心や体のことを理解し、心身の健康づくりに努めましょう。



地域社会では



- 地域活動の運営や役員など、女性も積極的に参画できるような環境づくりをしていきましょう。
- 一人ひとりの生き方や考え方を尊重する地域にするため、地域の慣習や慣行などの見直しをしてみましょう。

職場では

- 性別にかかわらず、一人ひとりが意欲や能力を十分に発揮できる職場環境をつくっていきましょう。
- 男女ともに育児休業や介護休業を利用しやすい環境づくりに取り組みましょう。



高崎市第4次男女共同参画計画(概要版)

発行年月 平成30(2018)年3月

発 行 高崎市市民部人権男女共同参画課 男女共同参画センター

〒370-3531 群馬県高崎市足門町1669番地2

TEL: 027-329-7118 FAX: 027-372-3121

URL: <http://www.city.takasaki.gunma.jp/>